

一身田中学校部活動運営方針

令和元年 9 月 1 日～

1. 基本方針

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、スポーツや文化に親しむばかりでなく、意欲の向上や責任感、連帯感を育むなど、その教育的意義は大きいいため、生徒の積極的な参加を推奨する。
- (2) 技術の習得や勝敗のみにこだわるのではなく、学校教育目標『さとく やさしく たくましく生きる生徒の育成』に寄与する活動を展開する。
- (3) 部活動懇談会を開催し、各部の方針等を説明するなどにより、保護者の理解と協力を求める。
- (4) キャプテン・部長会議を定期的に行い、リーダーの育成と部活動間の連絡調整を図る。
- (5) 専門的な指導ができる学校外の人材に指導を求める場合は、本方針ならびに「津市立中学校部活動指針」の内容を十分理解したうえで、校長の承認のもと、外部指導者（外部コーチ）として要請する。

2. 指導の重点

- (1) 最後まであきらめずにやり抜く態度を育み、時間を有効に利用しながら効果的な活動ができるように指導する。
- (2) 仲間や相手を尊重し、感謝の心を育むとともに、ルールやマナーを重んじた秩序ある行動ができるよう指導する。
- (3) 施設・設備・用具を大切に、整理整頓に努める態度を養う。
- (4) 相互に理解し合い、信頼関係を深めることで、好ましい人間関係を築くことができるよう指導する。

3. 部活動の練習について

- (1) 放課後の練習について……終了時刻と下校時刻

4月 ～ 9月中旬	5時45分終了	6時00分完全下校
9月中旬～9月下旬	5時30分終了	5時45分完全下校
9月下旬～10月初旬	5時15分終了	5時30分完全下校
10月初旬～10月中旬	5時00分終了	5時15分完全下校
10月中旬～11月中旬	4時45分終了	5時00分完全下校
11月中旬～1月初旬	4時30分終了	4時45分完全下校
1月初旬～1月中旬	4時45分終了	5時00分完全下校
1月中旬～2月初旬	5時00分終了	5時15分完全下校
2月初旬～2月下旬	5時15分終了	5時30分完全下校
2月下旬～3月	5時30分終了	5時45分完全下校

- (2) 朝練習について

活動時間は7：30～8：10とし、顧問が必ず指導にあたる。

- (3) 休養日の設定

- ① 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日または日曜日とする）
- ② やむを得ず、土曜日または日曜日に休養日を設定できず両日とも活動する必要がある場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として同一月内（できる限りその前後の週）の土曜日または日曜日に振り替えて休養日を設定する。ただし、大会参加による場合は、平日に振り替えて休養日を設定することも可とする。

③三連休の場合は、3日のうち少なくとも1日以上休養日を設定する。

④定期テスト前は、原則、下記のとおり部活動休止期間とする。

・中間テスト：5日前から

・期末テスト：7日前から

(公式大会への参加やその直前等、特別の事由により上記期間中に活動する必要がある場合は、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に連絡して承諾を得る。)

(4) 活動時間の設定

①平日の活動時間は2時間程度とする。(準備、片付け、移動に要する時間は含めない)ただし、朝練習の時間はこれに含めない。

②週休日及び休日(長期休業期間を含む)の活動時間は3時間程度とする。(準備、片付け、移動に要する時間は含めない)

③週休日及び休日に、大会や練習試合等により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に校長の承認を得る。

(5) 部活動顧問は、活動計画を作成し、校長の承認を得る。月ごとの活動予定を立てるにあたっては、生徒の健康に十分配慮のうえ立案し、生徒・保護者に配付する。なお悪天候等による急な予定変更等は、絆ネット等を使って連絡する。

(6) 対外行事(試合、練習会等)に参加するときは、必ず校長の承認を得る。また年度当初に、保護者から大会出場のための個人情報提供の許可を得る。

(7) 活動時の気象情報に十分留意する。また、適切な水分補給や健康観察を行い、適度に休養を入れ、熱中症等に十分に配慮する。万が一、事故等が発生した場合は、危機管理マニュアルに基づいて迅速に対応する。

4. 部活動の運営

(1) 部の存続・新設については、部員数が継続して確保できるか、活動場所があるか、指導者がいるか等を総合的に勘案し、長期的な視点で判断する。団体競技のみの運動部について、部員数が大会参加の人数に満たない場合は、津市内の他の中学校との合同チームを検討する。

(2) 入部指導は4月に行う。やむを得ず、途中で転部または退部する場合は、顧問・担任・保護者と相談のうえ決定する。

5. 本方針は平成30年10月1日施行。 令和元年9月1日改定。
毎年度見直しを行う。